

註解

(1) Suqančīr. 此の語はラドロフ氏譯の法華經普門品 (Kuan-ši-im Pusar) の第百七十二行及び、同書に「大般若經の斷片？」として附錄せる殘經（即ち此の八陽神呪經の斷片なること解題に於て述べたるが如し）の第三行目の兩所に出で、同氏は此の語については知る所なきを云ひ、只だ前後の關係上 ausgezeichen, angenehm, lieblich 等と譯せり（同書五十九頁及び九十九頁參照）、之を漢文に對照するに、普門品に見ゆるものは、「妙相」の「妙」に相當し、後者もまた本書第百三十五行に見ゆる「妙音聲」の「妙」にあたるものなり、而して本書第百三十五行には、ラドロフ氏本の suqančīr の代りに tüzün なる語を用ゐたれば、兩語の意味は相等しきものなるを知るべし、tüzün は極めて普通に用ゐらるゝ言葉にして善良・善妙の意なれば、suqančīr も亦た同意にして、常に「妙」に對して用ゐられたるものなり。

(2) qudru tīnglang. 此の語もラドロフ氏譯の普門品第百七十五行目に見ゆ、たゞ同氏の音譯によれば前の語は qudnū にして、r と n との相違あれど、もとより同語にして、r の字が（ウイグル文字の）極めて n 字と紛らはしきより、或は氏の誤寫せられたるものには非るべきか、而して氏は之を qodīn の gerund form なりとして、hinter sich zurücklassen と譯せり（同書五十九頁）、されど漢文普門品に就て考ふるに此の二語は「汝聽」に相當するものにして、氏の譯出せる如き意は存せず、「汝聽」の語は tīnglang（即ち動詞「聽く」の單數第二人稱命令法）の一語にて示せるものなれば、qudru には別に意味の存するものならざる可らず、思ふに此の語は此處に見ゆるが如く「諦聽」の「諦」に當るものにして、此の外にも百九十三行及び二百五十七行にも見え、等しく「諦」に對せしめたり。

(3) 文字判然せざれども qolusuz なるべし、qolu は「永き時」に當る語なれば、ödsüz と同義の語を重ね用ゐたるものに外ならず。

(4) 文字缺けて明らかに讀む能はざれども、第八十七行の例に就て考がふれば、必ず bititsär なるべし、此の語は bitmek (書く) の causative form にして、「書かしむ」の意なり。

(5) 此の語はミューラー氏の Uigurica, I. S. 58. に šmnu と見え、從來 šimnu 或は šumnu の形にて、只だ蒙古語にのみ存すと認められたるものなり。

(6) äv barq. 此の二語は漢文の「家」或は「宅」なる語に對して、常に重ね用ゐらるゝものにして、本書に於ても此の外第五十八行、第七十五行、第二百三十七行、第二百八十三行、第三百七十二行等に於て其の例を認むべし、而してルコック氏ミューラー氏等皆之を Haus und Hausrath と譯せり、barq は bar+q の形にして bar